

# オホーツク「SLOW」導入モニター事業公募案内

## 1. 目的

オホーツク総合振興局（以下「振興局」といいます。）では、ゼロカーボン北海道への理解促進や温室効果ガス削減に繋がる取組・行動変容を促進するため、管内の事業者の皆様を対象として、液体燃料触媒「SLOW」の導入モニター事業を実施します。

～「SLOW」とは～

V.LEAGUE DIVISION 1 MEN 所属のプロバレーボールチーム「ヴォレアス北海道」を運営する株式会社 VOREAS が販売する化石燃料に対応した液体燃料触媒です。

重油、灯油、ガソリン、軽油などの炭化水素系液体燃料を完全燃焼させることにより、燃費向上に伴い燃料使用量が減り、結果CO<sub>2</sub>の削減に繋がります。また、燃料が完全燃焼するため、炭素分子等の不完全燃焼による大気汚染物質の排出を大幅に抑えます。

## 2. 公募対象事業者

モニターには、次の事業者を各1事業者公募します。

- (1) オホーツク管内に事業所を持つ乗合バス・タクシー事業者（以下「バス事業者等」といいます。）
- (2) オホーツク管内に宿泊施設を持つ旅館業者

## 3. モニター事業者の活動内容

モニターとなった事業者には、次のことを行っていただきます。なお、本モニター事業で使用する「SLOW」は、振興局が無償で提供し、モニター期間終了後は各事業者様で自由にお使いいただけます。

### (1) バス事業者等

モニター期間：令和5年9月15日（金）から令和5年12月31日（日）まで

- ① 旅客用自動車（バス、タクシーなど）への給油時に、燃料タンクにガソリンまたは軽油10ℓあたり1mlの割合で「SLOW」を投入してください。  
※ 事業者における車両（上限5台）への継続投入を想定しています。
- ② 毎月10日（閉庁日の場合はその翌日）までに、振興局担当者に「SLOW 投入記録簿（自動車用）」（別記2号様式）を提出してください。

### (2) 旅館業者

モニター期間：令和5年11月1日（水）から令和6年2月26日（月）まで

- ① 宿泊施設のボイラーへの給油時に、燃料タンクに重油または灯油10ℓあたり1mlの割合で「SLOW」を投入してください。
- ② 毎月10日（閉庁日の場合はその翌日）までに、振興局担当者に「SLOW 投入記録簿（ボイラー用）」（別記4号様式）を提出してください。

#### 4. モニターの資格

モニターに応募いただくには、次の条件を全て満たしていただく必要があります。

##### (1) バス事業者等

- ① 令和4年度の実績に基づき「温室効果ガス排出量算定シート」および別記1号様式「化石燃料使用実績簿（自動車用）」を提出していただくこと。
- ② モニター期間中、毎月10日までに別記2号様式「SLOW投入記録簿（自動車用）」を提出していただけること。
- ③ ガソリンまたは軽油タンクの容量が70ℓ以下、AT、定員15名以下の車両（上限5台）に「SLOW」を投入していただけること。

##### (2) 旅館業者

- ① 令和4年度の実績に基づき「温室効果ガス排出量算定シート」および別記3号様式「化石燃料使用実績簿（ボイラー用）」を提出していただくこと。
- ② モニター期間中、毎月10日までに別記4号様式「SLOW投入記録簿（ボイラー用）」を提出していただけること。
- ③ 重油または灯油ボイラーに「SLOW」を投入していただけること。

#### 5. 応募方法

応募フォームに、事業者名、住所、応募の理由、電話番号、電子メールアドレスを入力の上、以下の書類を添付し、事業者ごとに定められた公募期間の末日までに応募（送信）してください。

また、モニターは、化石燃料の使用実績や横展開時の波及効果、応募の理由などを勘案し、振興局が選定します。モニターに選定された事業者には、バス事業者等にあつては、モニター期間開始の3日前までに、旅館業者にあつては、モニター期間開始の1週間前までに、電子メールにより結果を通知します。

<応募フォーム URL>

<https://www.harplg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=RnJ7rCVd>

区分	公募期間	書類
バス事業者等	令和5年8月31日（木） ～ 令和5年9月10日（日）	・令和4年度の実績に基づく「温室効果ガス排出量算定シート」 ・別記1号様式「化石燃料使用実績簿（自動車用）」
旅館業者	令和5年8月1日（火） ～ 令和5年9月29日（金）	・令和4年度の実績に基づく「温室効果ガス排出量算定シート」 ・別記3号様式「化石燃料使用実績簿（ボイラー用）」

## 6. 留意事項

- (1) モニターは、振興局および株式会社VOREASから受ける使用上の注意および指示に従うものとし、「SLOW」を善良なる管理者の注意をもって管理し、自らの責任で「SLOW」の使用等を行うものとしします。
- (2) 振興局および株式会社VOREASが指定した以外の方法、期間等で使用したことにより、モニターに不利益、損害等が発生した場合や投入機器の経年劣化等による破損や不調が発生した場合においては、振興局は一切その責任を負わないものとしします。なお、「SLOW」投入による破損や不調であることが明らかであると認められる場合に限り、製造事業者が加入するPL保険による補償の対象となります。
- (3) モニター期間中に本案内に反して所定の様式を提出しない場合およびその他の事由によりモニターとして適当でないと認めた場合は、モニターの指定を取り消すことがあります。
- (4) モニター期間の終了前に、振興局が提供した「SLOW」がなくなった場合は、その時点でモニター活動を終了することとしします。

## 8. お問い合わせ先

オホーツク総合振興局地域創生部地域政策課  
TEL：0152-41-0624（直通）